

自然公園ワーケーション推進事業業務受託者募集要領

この要領は、自然公園ワーケーション推進事業業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

自然公園ワーケーション推進事業業務

(2) 委託業務の内容

自然公園ワーケーション推進事業業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

(4) 委託料上限額

2,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 応募の資格

- (1) 愛媛県内に事業所(本社、支社、営業所等)を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること。(もしくは、企画提案書提出時までに登録が予定されていること。)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

3 プロポーザルの担当窓口

愛媛県民環境部環境局 自然保護課 自然公園係 担当：越智

〔郵送〕〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

〔持参〕〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTT愛媛ビル2棟

電話 089-912-2366 F A X 089-912-2354

電子メールアドレス：shizenhogo@pref.ehime.lg.jp

*電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く)

4 質問の受付および回答

(1) 受付期限

令和5年4月12日(水)午後5時(必着)

(2) 受付方法

- ・募集内容に関する質疑は、F A X又は電子メールにより、上記3の担当窓口へ質問書(様式1)を提出すること。(電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。)
- ・件名を「自然公園ワーケーション推進事業業務に関する質問」とし、いずれの場合も、送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問及び回答内容は、随時ホームページに掲載する。(ただし、質問者の個別具体の提案内容に関わるものは除く。)

5 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザル参加を希望する事業者は、次の(1)の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 参加資格誓約書(様式3)

(2) 提出期限

令和5年4月19日(水) 午後5時(必着)

(3) 提出方法・提出先

持参又は郵送(書留)により、上記3の担当窓口へ提出すること。

*押印を省略する場合は電子メールにて送付すること。(以下同様。)

(4) 資格要件の確認

申込者に対して参加資格の確認を行い、その結果を令和5年4月21日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

6 企画提案書の作成

仕様書及び別添「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は1者1提案のみとする。
- (2) 上記1(4)委託料上限額を超えた者は、審査の対象とはならない。

7 企画提案の提出手続き

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

企画提案書 正本1部、副本4部

(2) 提出期限 令和5年5月10日(水) 午後1時(必着)

(3) 提出方法・提出先

持参(土、日、祝日を除く。)又は郵送(書留)により、上記3の担当窓口へ提出すること。

8 企画提案書の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書については、原則として再提出および差替えは認めない。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)

ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

- (2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- (4) 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書(様式4)を提出すること。また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ① 企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。

- ② 参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。

9 審査

(1) 選定の方法

- ① 審査は、別途設置する選定委員会において、別添の審査要領に基づき、企画提案書およびプレゼンテーションにより審査し、最も優れた提案を行った事業者（業務予定者）を選定する。
- ② 5者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合がある。
- ③ 企画提案者が1者だった場合には、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ① 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて30分以内とする。
- ② その他、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については、別途対象者に通知する。
なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記5(3)の参加申込みの受付順とする。

10 審査結果

審査結果は、全ての参加者に文書で通知する。(ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。)
なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

11 その他留意事項

- (1) 提出された参加申込書および企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的では使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等、プロポーザル参加に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

12 プロポーザル実施に係る日程

- 令和5年4月5日(水) 募集要領等の公開
- 令和5年4月12日(水) 実施内容等に関する質問書の提出期限(随時ホームページに掲載)
- 令和5年4月19日(水) 参加申込書類提出期限
- 令和5年4月21日(金) 参加資格の確認結果通知
- 令和5年4月21日(金) から令和5年5月10日(水)午後1時まで 企画提案書の受付
- 令和5年5月17日(水) 選定委員会(プレゼンテーション)
- 令和5年5月下旬(予定) 審査結果通知

13 契約

(1) 契約の締結

仕様書に基づき、上記9により選定された業務予定者から見積書を提出いただき、予定価格の範囲内で業務契約を締結する。(契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定に準じる。)

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。